

四国電力株式会社伊方発電所第3号機の
電気事業法に基づく工事の計画の申請について

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

申請年月日等：

令和4年5月30日（原子力発第22107号）

補正年月日等：

令和4年9月7日（原子力発第22241号）

2. 発電所の名称及び位置

名称：伊方発電所

位置：愛媛県西宇和郡伊方町

3. 発電所の出力及び周波数

出力： 890,000 kW

第3号機： 890,000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

（一）原子力設備

2. 原子炉冷却系統設備（加圧水型原子力発電設備）

2.7 非常用炉心冷却設備に係る次の事項

（6）主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

5. 工事の計画の内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：原子炉冷却系統設備の改造であって、非常用炉心冷却設備に係るもの

6. 申請の理由

伊方発電所第3号機のA、Bループの低温側高圧注入ラインにおいて、製造過程で芯金を用いた曲げ加工を行うことで生じる硬化層を有する曲げ管を使用している部位があるため、予防保全の観点から、芯金を用いずに製作した硬化層が形成されない曲げ管又はエルボへ取替えを行うことに伴い、弁（3V-SI-075A,B）についても配管と一括して取替えを行う。

(審査の概要)

1. 審査意見

電気事業法第47条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件（同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。）に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。